100＋表面利率×残存年数

$$\left(\text{第十七号に規定する利回り} + \frac{\text{募入利格} - 100}{\text{残存年数}}\right) \times \text{年数}$$

十二　利　率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前回利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十一年七月二十八日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十一年七月三十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第二百六十九回）	一・三％	平成二十七年三月二十日	一億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十一回）	一・二％	平成二十七年六月二十日	二百六十億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十二回）	一・四％	平成二十七年九月二十日	百五十億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十三回）	一・五％	平成二十七年九月二十日	百七十五億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十四回）	一・五％	平成二十七年十二月二十日	二百七十一億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十五回）	一・四％	平成二十七年十二月二十日	九百七十六億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十六回）	一・六％	平成二十七年十二月二十日	三百二十五億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十七回）	一・六％	平成二十八年三月二十日	六十三億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十九回）	二・〇％	平成二十八年三月二十日	二百八十七億円
利付国庫債券（二十年）（第五十三回）	二・一％	平成三十三年十二月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第五十五回）	二・〇％	平成三十四年三月二十一日	六十七億円
利付国庫債券（二十年）（第五十六回）	二・〇％	平成三十四年六月二十日	八十五億円
利付国庫債券（二十年）（第五十七回）	一・九％	平成三十四年六月二十日	七十一億円
利付国庫債券（二十年）（第五十八回）	一・九％	平成三十四年九月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	一・九％	平成三十五年九月二十日	六十九億円
利付国庫債券（二十年）（第六十五回）	一・九％	平成三十五年十二月二十日	二十七億円
利付国庫債券（二十年）（第六十六回）	一・八％	平成三十五年十二月二十日	百十億円
利付国庫債券（二十年）（第六十七回）	一・九％	平成三十六年三月二十日	六億円
利付国庫債券（二十年）（第七十六回）	一・九％	平成三十七年三月二十日	三十億円

○財務省告示第二百七十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十一年七月六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年八月十一日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百八十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で三百九十四億六千六百九十万円

六　払込金額　三百九十五億三千四万七千四十円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十一年七月六日

十　発行価格　額面金額百円につき百円十六銭

十一　利　率　年〇・四パーセント